

# 生命保険料控除制度について

生命保険料控除制度は、平成 22 年の税制改正において改組され、平成 24 年 1 月 1 日以降始期契約等(後記 2 . ご参照)より、従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が創設されました。その概要を下記のとおりご案内いたします。

## 1 . 介護医療保険料控除の創設

生命保険料控除制度については、平成 24 年 1 月 1 日以降始期契約等(後記 2 . ご参照)より、従来の「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が創設されました。

旧制度	適用限度額		新制度	適用限度額
一般生命保険料控除	所得税 5 万円	→	一般生命保険料控除	所得税 4 万円
	住民税 3.5 万円			住民税 2.8 万円
個人年金保険料控除	所得税 5 万円	→	介護医療保険料控除	所得税 4 万円
	住民税 3.5 万円			住民税 2.8 万円
			個人年金保険料控除	所得税 4 万円
				住民税 2.8 万円

損害保険会社の取扱商品(医療保険、所得補償保険、ガン保険等)は、旧制度では「一般生命保険料控除」に該当し、新制度では「介護医療保険料控除」に該当します。

## 2 . 新制度「介護医療保険料控除」が適用されるご契約

生命保険料控除制度の対象である医療・所得・ガン等を補償する商品のうち、新制度「介護医療保険料控除」が適用されるご契約は以下のとおりです。

- (1) 保険始期日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約(継続・更新契約を含みます。)
  - (2) 保険始期日が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約のうち、平成 24 年 1 月 1 日以降に所定の特約の追加等によりご契約内容の変更が行われたご契約(団体契約の場合は、契約単位で特約の追加等が行われたご契約)
- (2)に該当しない既存のご契約は、引続き旧制度の「一般生命保険料控除」が適用されます。

【具体例】

旧制度 ... 旧制度の「一般生命保険料控除」

新制度 ... 新制度の「介護医療保険料控除」

ケース 1：保険始期日が平成 23 年 12 月 31 日以前の場合

< A 契約 > 保険始期日...平成 22 年 4 月 1 日

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	...
A 契 約	契約の状況	4 月 1 日に加入				...
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	旧制度	...

ケース 2：保険始期日が平成 24 年 1 月 1 日以後の場合

< B 契約 > 保険始期日...平成 24 年 4 月 1 日

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	...
B 契 約	契約の状況			4 月 1 日に加入		...
	適用制度			新制度	新制度	...

ケース 3：保険始期日は平成 23 年 12 月 31 日以前の契約だが、平成 24 年 1 月 1 日以後に更新している場合

< C 契約 > 更新日...平成 24 年 1 月 1 日

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	...
C 契 約	契約の状況			1 月 1 日に更新		...
	適用制度	旧制度	旧制度	新制度	新制度	...

↑  
平成 24 年 1 月 1 日以後に更新・特約中途付加などにより所定の契約内容が変更された場合は、新制度が適用されます。

ケース 4：保険始期日は平成 23 年 12 月 31 日以前の契約だが、平成 24 年 1 月 1 日以降に更新している場合

< D 契約 > 更新日...平成 24 年 4 月 1 日

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	...
D 契 約	契約の状況			4 月 1 日に更新		...
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	新制度	新制度

↑ ↑  
平成 24 年 3 月までの払込保険料は旧制度、平成 24 年 4 月以降の払込保険料は新制度が適用されます。

ケース 5 : 保険始期日が平成 23 年 12 月 31 日以前だが、平成 24 年 1 月 1 日以後に新制度が適用されることとなる所定の特約を中途付帯した場合

< E 契約 > 付帯日...平成 24 年 6 月 1 日

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年		平成 25 年	...
E 契 約	契約の状況			6 月 1 日に付帯			...
	適用制度	旧制度	旧制度	旧制度	新制度	新制度	...

平成 24 年 5 月までの払込保険料は旧制度、平成 24 年 6 月以降の払込保険料は新制度が適用されます。

### 3 . 生命保険料控除の対象となる当社の商品・控除対象保険料

【生命保険料控除の対象となる当社の商品】

ガン治療費用保険、新ガン治療費用保険、所得補償保険 等

【生命保険料控除の控除対象保険料】

旧制度	新制度
<p>保険料控除の対象は、主契約に基づき判定し、該当した場合に主契約およびそれに付帯される特約に係る保険料が控除対象となります。</p>	<p>保険料控除の対象は、主契約または付帯される特約毎に判定し、該当した保険料が控除対象となります。( 傷害のみに起因して保険金が支払われる特約等については控除対象外となります。)</p> <p>そのため、同一の補償内容の契約であっても、旧制度と新制度で控除対象となる保険料が異なる場合や、旧制度では控除対象とならなかった契約が、新制度では控除対象となる場合があります。</p> <p>平成 25 年 9 月現在、当社が販売している商品においては、主契約と異なる判定となる特約等は販売しておりません。</p>

## 4. 適用控除額

旧制度と新制度における所得税および住民税の控除額は以下のとおりです。

### 【所得税の生命保険料控除】

旧制度（一般・年金それぞれに適用）	
控除対象保険料	控除額（年間）
25,000 円以下	支払保険料の全額
25,000 円超 50,000 円以下	支払保険料の 1/2 + 12,500 円
50,000 円超 100,000 円以下	支払保険料の 1/4 + 25,000 円
100,000 円超	一律 50,000 円

一般・年金あわせて控除限度額 100,000 円

新制度（一般・介護医療・年金それぞれに適用）	
控除対象保険料	控除額（年間）
20,000 円以下	支払保険料の全額
20,000 円超 40,000 円以下	支払保険料の 1/2 + 10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	支払保険料の 1/4 + 20,000 円
80,000 円超	一律 40,000 円

一般・介護医療・年金あわせて控除限度額 120,000 円

### 【住民税の生命保険料控除】

旧制度（一般・年金それぞれに適用）	
控除対象保険料	控除額（年間）
15,000 円以下	支払保険料の全額
15,000 円超 40,000 円以下	支払保険料の 1/2 + 7,500 円
40,000 円超 70,000 円以下	支払保険料の 1/4 + 17,500 円
70,000 円超	一律 35,000 円

一般・年金あわせて控除限度額 70,000 円

新制度（一般・介護医療・年金それぞれに適用）	
控除対象保険料	控除額（年間）
12,000 円以下	支払保険料の全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払保険料の 1/2 + 6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払保険料の 1/4 + 14,000 円
56,000 円超	一律 28,000 円

一般・介護医療・年金あわせて控除限度額 70,000 円

（注）旧制度と新制度の対象契約の双方にご加入の場合

旧制度が適用されるご契約と新制度が適用されるご契約の双方にご加入の場合、「一般生命保険料控除」について

(1)～(3)のいずれかの控除額を選択することができます。（個人年金保険料控除についても同様です。）

(1) 旧制度に係る控除額

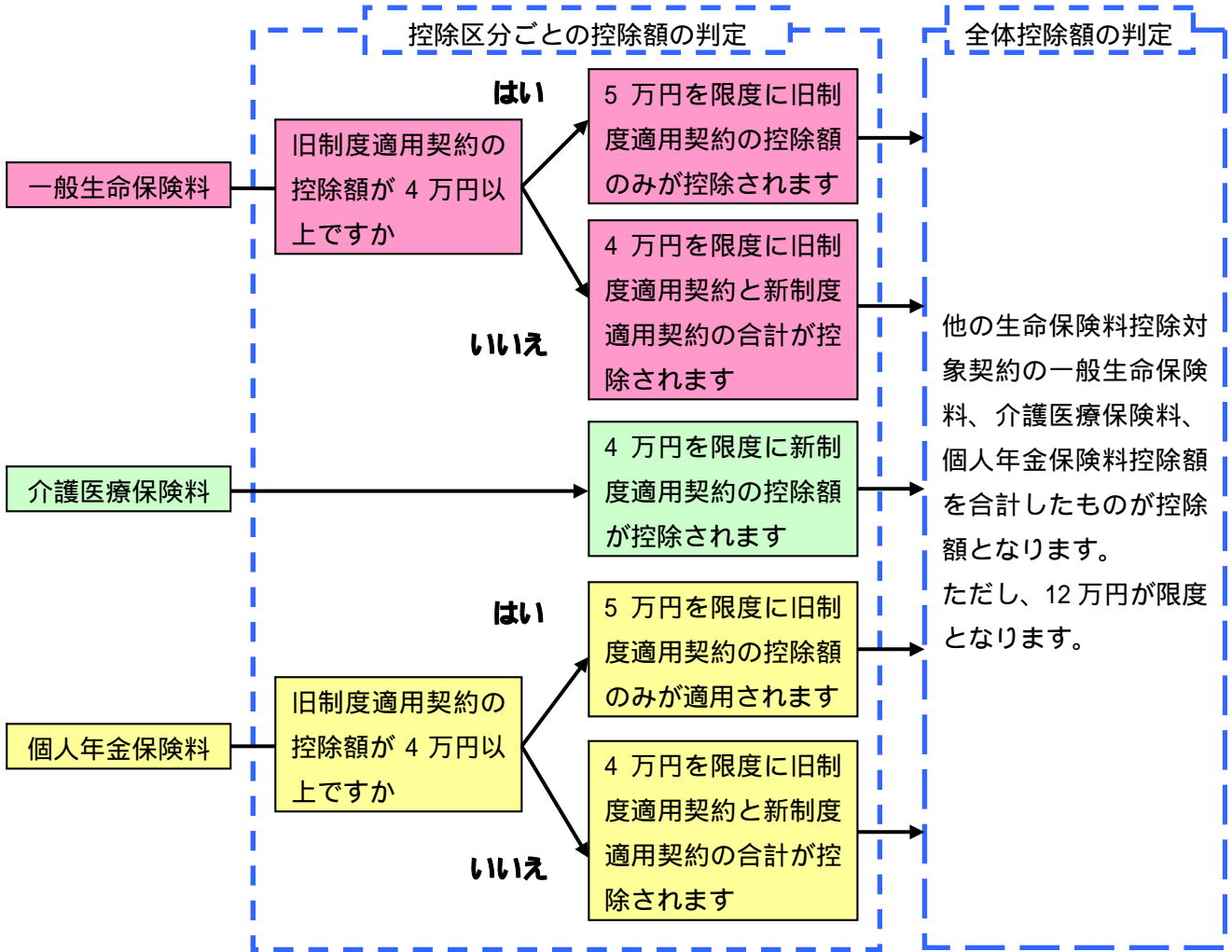
(2) 新制度に係る控除額

(3) (1)と(2)の合計控除額（ただし、新制度の控除限度額が適用されます。）

なお、全体の控除限度額は所得税 120,000 円、住民税 70,000 円となります。

所得税の生命保険料控除額判定につきましては、次ページのフローチャートをご覧ください。

所得税の生命保険料控除額判定フローチャート



## 5. 控除額算出の具体例

平成 24 年以降の所得税の控除額について、次の 3 つのケースにつき算出します。なお、控除額の計算方法は「4. 適用控除額」をご覧ください。

下記 3 つのケースは年間払込保険料がすべて控除対象保険料となる契約を前提としております。また、例示している契約以外に生命保険料控除の対象となる契約がないことを前提に控除額を算出しております。

### ケース 1：旧制度が適用される契約のみご契約いただいているケース

	契約
保険始期日	平成 18 年 10 月 1 日
保険種類	ガン治療費用保険
年間払込保険料	120,000 円



保険始期日が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約であるため、一般生命保険料控除（旧制度）の対象となります。

控除対象保険料：120,000 円

控除額：「4. 適用控除額」（旧制度）により控除額は 50,000 円となります。

旧制度適用契約	一般生命保険料控除	個人年金保険料控除
控除対象保険料	120,000 円	-
控除額	50,000 円	-

### ケース 2：新制度が適用される契約のみご契約いただいているケース

	契約
保険始期日	平成 24 年 1 月 1 日
保険種類	新ガン治療費用保険
年間払込保険料	84,000 円



保険始期日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約であるため、介護医療保険料控除（新制度）の対象となります。

控除対象保険料：84,000 円

控除額：「4. 適用控除額」（新制度）により控除額は 40,000 円となります。

新制度適用契約	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
控除対象保険料	-	84,000 円	-
控除額	-	40,000 円	-

ケース 3：一般生命保険料控除の旧制度が適用される契約と新制度が適用される契約の双方をご契約いただいているケース

	契約 1	契約 2	契約 3
保険始期日	平成 18 年 10 月 1 日	平成 24 年 1 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日
保険種類	ガン治療費用保険	他生命保険会社の死亡保険	所得補償保険
年間払込保険料	20,000 円	40,000 円	30,000 円



契約 1 は、保険始期日が平成 23 年 12 月 31 日以前のご契約であるため、一般生命保険料控除（旧制度）の対象となります。

控除対象保険料：20,000 円

控除額：「4．適用控除額」（旧制度）により控除額は 20,000 円 となります。

契約 2 は、保険始期日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約であるため、一般生命保険料控除（新制度）の対象となります。

控除対象保険料：40,000 円

控除額：「4．適用控除額」（新制度）により控除額は 30,000 円 となります。

契約 3 は、保険始期日が平成 24 年 1 月 1 日以降のご契約であるため、介護医療保険料控除（新制度）の対象となります。

控除対象保険料：30,000 円

控除額：「4．適用控除額」（新制度）により控除額は 25,000 円 となります。

一般生命保険料控除において旧制度、新制度適用契約が混在するため、次ページのフローチャートに従い控除額を計算します。

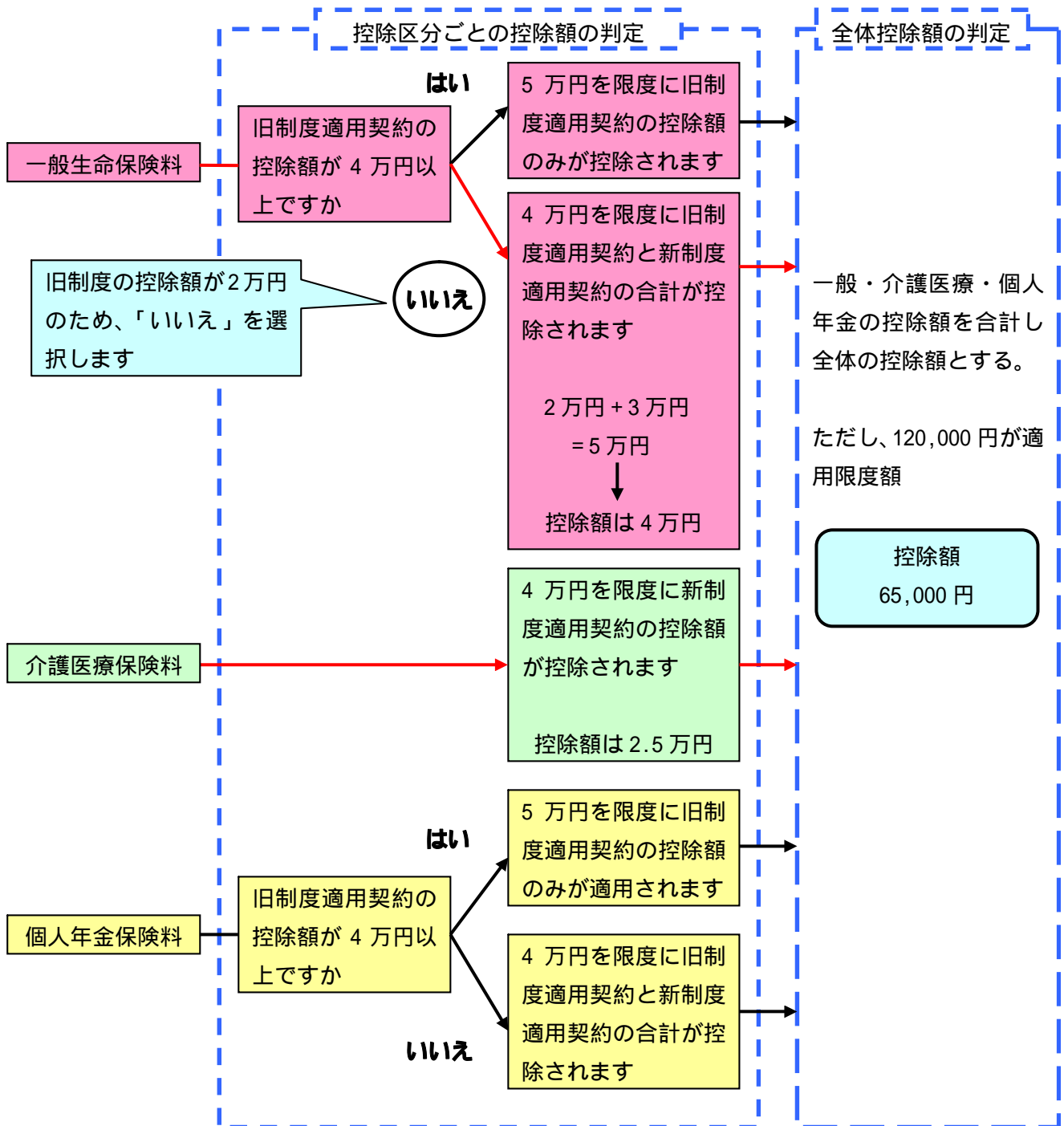
<b>旧制度適用契約</b>	一般生命保険料控除	<del>介護医療保険料控除</del>	個人年金保険料控除
控除対象保険料	20,000 円	<del>30,000 円</del>	-
控除額	20,000 円	<del>25,000 円</del>	-
<b>新制度適用契約</b>	一般生命保険料控除	介護医療保険料控除	個人年金保険料控除
控除対象保険料	40,000 円	30,000 円	-
控除額	30,000 円	25,000 円	-

一般生命保険料控除は、旧制度の控除額が 40,000 円以下である場合、40,000 円を限度に旧制度適用契約と新制度適用契約の合計が控除されます。

20,000 円 + 30,000 円 = 50,000 円      控除額は 40,000 円

介護医療保険料控除は、控除額 25,000 円が控除されます。

旧制度、新制度適用契約が混在する場合のフローチャート



本内容は平成 25 年 9 月現在の法令等に基づいて記載しています。  
 今後、税制の変更にともない、記載内容が変更される場合がございます。